

上田市地域防災計画 その他の災害対策編

新旧対照表

令和2年3月

頁	新	旧	修正理由・備考
44	<p style="text-align: center;">第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 被害の拡大を防止するための事前の措置</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 北陸信越運輸局が実施する計画</p> <p>(イ) 鉄道事業者に対し、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の災害等防止設備等の点検及び除雪体制の整備等、積雪等に対する防災体制の確認を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該路線の監視等に努めるよう指導する。</p> <p><u>(ウ) 鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、必要により計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。また、利用者への情報提供のあり方については、利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、計画運休の際の振替輸送のあり方、地方自治体への情報提供の仕方など、鉄道事業者等と行った検討結果を踏まえ、国土交通省において作成したモデルケースを参考に各鉄道事業者において情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくよう指導する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 被害の拡大を防止するための事前の措置</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 北陸信越運輸局が実施する計画</p> <p>(イ) 鉄道事業者に対し、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の災害等防止設備等の点検及び除雪体制の整備等、積雪等に対する防災体制の確認を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該路線の監視等に努めるよう指導する。</p> <p>(追加)</p>	<p>国土交通省の防災業務計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の修正及び追加)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
57	<p style="text-align: center;">第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保</p> <p>第3 活動の内容 2 代替交通手段の確保 (2) 実施計画 イ 北陸信越運輸局が実施する対策 <u>(ア) 鉄道事業者に対し、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるよう指導し、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう指導する。</u> <u>(イ) 緊急自動車等の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保</p> <p>第3 活動の内容 2 代替交通手段の確保 (2) 実施計画 イ 北陸信越運輸局が実施する対策 鉄道事業者に対し、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるよう指導し、被災していない関係鉄道軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう指導する。 (追加)</p>	<p>国土交通省の防災業務計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の修正及び追加)</p>